

東京学芸大学体育施設使用規則の一部改正について

改正理由： 総合グラウンドの改修工事に伴い、改修後の状態を維持するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (体育施設) 第3条 体育施設は、次に掲げるものをいう。 (1) 大体育館 (2) 小体育館 (3) 剣道場 (4) 舞踊場 (5) 卓球場 (6) 柔道場 (7) <u>総合グラウンド</u> (陸上競技場・サッカー・ラグビー場及びフットサルコートを含む。) (8) 野球場 (9) テニスコート (10) ハンドボールコート (11) プール (12) トレーニングセンター (13) 屋外バレーボールコート (14) 屋外バスケットボールコート 〔省略〕 (使用上の注意) 第9条 体育施設の使用に当たっては、その施設の保持のため、別に定める「<u>施設使用上の注意</u>」のほか、次の事項を遵守するものとする。 (1) 体育施設では、運動靴その他指定する履物を使用すること。 (2) 屋外の体育施設において、雨天等のため<u>グラウンドに悪影響がある場合は、使用しないこと。</u> (3) 火災防止に努め、指定された場所以外では火気使用及び喫煙をしないこと。 (4) 附属設備・備品を改廃し又は無断で移動しないこと。 (5) 許可された目的以外に使用しないこと。 (6) 使用後は、原状回復をすること。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (体育施設) 第3条 体育施設は、次に掲げるものをいう。 (1) 大体育館 (2) 小体育館 (3) 剣道場 (4) 舞踊場 (5) 卓球場 (6) 柔道場 (7) <u>陸上競技場（サッカー・ラグビー場及びフットサルコートを含む。）</u> (8) 野球場 (9) テニスコート (10) ハンドボールコート (11) プール (12) トレーニングセンター (13) 屋外バレーボールコート (14) 屋外バスケットボールコート 〔省略〕 (使用上の注意) 第9条 体育施設の使用に当たっては、その施設の保持のため、別に定める「<u>施設使用心得</u>」のほか、次の事項を遵守するものとする。 (1) 体育施設では、運動靴その他指定する履物を使用すること。 (2) 屋外の体育施設において、雨天等のため<u>グラウンドが軟弱なときは、使用しないこと。</u> (3) 火災防止に努め、指定された場所以外では火気使用及び喫煙をしないこと。 (4) 附属設備・備品を改廃し又は無断で移動しないこと。 (5) 許可された目的以外に使用しないこと。 (6) 使用後は、原状回復をすること。 〔省略〕